改正後

（委員会に対する情報の提供）

第六条　［略］

［一～十　略］

十一　矯正処遇等（矯正処遇及び法第八十六条第一項の規定による指導をいう。以下同じ。）の実施の状況

［十二～十六　略］

2　［略］

（室内装飾品の貸与等）

第十四条　被収容者には、室内装飾品は、法第九十条の規定による優遇措置（以下「優遇措置」という。）として貸与するほか、その者の処遇上特に適当と認める場合に限り、貸与することができるものとする。

［2・3　略］

（保管私物の保管方法）

第十九条　［略］

2　［略］

［一～三　略］

［号を削る。］

（法第五十七条に規定する法務省令で定める日等）

第二十四条　［略］

一　第十九条第二項第二号及び第三号に掲げる日

二　［略］

三　おおむね居室棟内において処遇を行う日であって、刑事施設の長が、一月につき四日の範囲内で定める日

2　［略］

（入浴の回数等）

第二十五条　被収容者には、収容の開始後速やかに、及び一週間に二回以上（閉居罰（法第百五十一条第一項第五号の懲罰をいう。以下同じ。）を科されている者については、一週間に一回以上）、入浴を行わせる。

2　［略］

（法第六十四条に規定する法務省令で定める措置）

第三十一条　［略］

一　［略］

［号を削る。］

二　［略］

（処遇要領の策定等）

第四十三条　処遇要領（法第八十四条第二項に規定する処遇要領をいう。以下この条において同じ。）は、法第八十六条第一項第一号に定める指導（以下「開始時指導」という。）が終了するまでに定めるものとする。

改正前

（委員会に対する情報の提供）

第六条　［同上］

［一～十　同上］

十一　矯正処遇等（矯正処遇及び法第八十五条第一項の規定による指導をいう。以下同じ。）の実施の状況

［十二～十六　同上］

2　［同上］

（室内装飾品の貸与等）

第十四条　被収容者には、室内装飾品は、法第八十九条の規定による優遇措置（以下「優遇措置」という。）として貸与するほか、その者の処遇上特に適当と認める場合に限り、貸与することができるものとする。

［2・3　同上］

（保管私物の保管方法）

第十九条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　刑事施設の長が、一月につき四日の範囲内で、その刑事施設において矯正処遇等のうち専ら作業（連日作業（炊事、食事の配給又は畜産に関する作業その他その性質上連日行うことが必要な作業をいう。以下同じ。）を除く。）以外のものを行う日として定める日

（法第五十七条に規定する法務省令で定める日等）

第二十四条　［同上］

一　第十九条第二項第二号から第四号までに掲げる日

二　［同上］

［号を加える。］

2　［同上］

（入浴の回数等）

第二十五条　被収容者には、収容の開始後速やかに、及び一週間に二回以上（閉居罰（法第百五十一条第一項第六号の懲罰をいう。以下同じ。）を科されている者については、一週間に一回以上）、入浴を行わせる。

2　［同上］

（法第六十四条に規定する法務省令で定める措置）

第三十一条　［同上］

一　［同上］

二　作業を行わせないこと。

三　［同上］

（処遇要領の策定等）

第四十三条　処遇要領（法第八十四条第二項に規定する処遇要領をいう。以下この条において同じ。）は、法第八十五条第一項第一号に定める指導（以下「開始時指導」という。）が終了するまでに定めるものとする。